

三原市農地転用に伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン

このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を設置する場合において、転用事業者（以下「事業者」という。）から隣接農地所有者、その耕作者、隣接地居住者、隣接場所水利関係者（以下「隣接農地所有者等」という。）への事業内容等の説明を確実に行わせることにより、周辺地域と調和のとれた事業とすることを目的とする。

- 1 事業者は、農薬の散布や樹木の日陰、農業用施設の設置等、これら通常の営農活動等により、発電設備の損害や発電能力の低下を受ける可能性があることを理解すること。
- 2 事業者は、隣接農地所有者等に対して、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動、日照等による周辺の環境への影響が無い旨説明する書類等を提示及び配布して十分な説明をすること。
なお、転用事業地が急傾斜地又は田越灌漑地の場合、下流域の農地所有者及び耕作者に対しても、書類等を提示及び配布して十分な説明をすること。
- 3 事業者は、農地転用申請地周辺の農業用水路及び農道等の関係者に協力し、環境美化に努めること。
- 4 事業者は、事業を終了する場合は、事業者の責任ですみやかに発電設備を撤去すること。
- 5 事業者は、農地転用許可申請にあたって、事前に太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様式第1号）を提出するとともに、申請時には太陽光発電設備の設置に係る同意書（様式第2号）を申請書に添付すること。
- 6 事業者は、地元町内会等の自治組織から合意等を示す文書作成の要望があった場合は、合意書、協定書等を作成し、締結するよう努めること。
- 7 事業者又はその代理人は、農業委員会による農地転用に係る現地調査を行う場合、立会を行うこと。
- 8 事業者は、その他必要に応じて、農業委員会が求める書類を提出すること。

附 則

このガイドラインは、令和7年8月1日より施行する。

太陽光発電設備の設置に係る誓約書

三原市農業委員会 会長 様

- 1 私は、下記の場所へ太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）の設置を計画しています。設置場所は農地に隣接しているので、農薬散布による汚れや腐食、樹木の成長、農業用施設の設置等による日照の影響など、営農活動により発電設備に損害や発電能力の低下を受ける場合があることを理解した上で設置します。
- ついては、営農活動により発電設備に損害、発電能力の低下が発生したとしても、隣接農地所有者及び隣接農地耕作者に対して、損害賠償、苦情等の不服申し立ては行いません。
- 2 隣接農地所有者及びその耕作者、隣接地居住者、転用事業地が急傾斜地又は田越灌漑地の場合の下流農地所有者及びその耕作者並びに設置場所水利関係者に対して行う説明は、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動等による周辺の環境への影響が無い旨説明する書類等を提示及び配布して行い、設置地域内の関連する団体(町内会、自治会、水利組合等)が必要とする場合は地元説明会を行います。
- なお、設置した発電設備を第三者に権利移動する場合、隣接農地所有者等へ説明した除草作業等の管理に関わる事項を、新たな事業者へ引き継ぎます。
- 3 事業を終了する場合は、私の責任ですみやかに発電設備を撤去します。なお、設置した発電設備を第三者に権利移動する場合は、事業終了後に責任を以て撤去することについても、新たな事業者へ引き継ぎます。

年 月 日

設置場所	三原市
設置予定 期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
転用事業者	住所
	氏名
	連絡先電話番号
	担当者職氏名

太陽光発電設備の設置に係る同意書

(転用事業者)

住所

氏名

様

設置場所の表示

	土地の所在	地 番	地 目	面積 (㎡)
三原市				

上記土地に_____が太陽光発電設備を設置することについては、事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び光の反射、騒音、振動等による周辺の環境への影響が無い旨説明する書類等を提示及び配布し、十分な説明を受けたので、異議なく（又は下記条件を付して）同意します。

年 月 日

(隣接農地所有者等)

同意者 ※	隣接地等地番	地目	住 所	氏 名
			TEL	
			TEL	
			TEL	
設 置 場 所 水利関係者			TEL	水利組合代表
設 置 場 所 水利関係者			TEL	水利組合代表

※ 同意者の欄には、隣接農地所有者、隣接農地耕作者、隣接地居住者、下流農地所有者、下流農地耕作者及び設置場所水利関係者の別を記入する。

※ 上記表に隣接農地所有者等が記載しきれない場合は、様式第 2 号別紙に記入して添付すること。

※ 同意の無い者がある場合は、その者が同意しない理由を別紙(任意様式)で説明すること。

附帯条件（必要な場合に記入）

様式第2号別紙

(隣接農地所有者等)

[illegible]